

## 犬山城跡整備復元を盛り上げる会(通称:城もり会) 規約

### 【名称】

犬山城跡整備復元を盛り上げる会 (通称:城もり会)

### 【目的】

歴史的、文化的、学術的に価値の高い国宝犬山城、国史跡犬山城跡、犬山城下町ならびにその周辺地域(以下、犬山城一帯)について、その価値や魅力を再発見して犬山市内外に発信し、犬山城一帯の保存・整備・復元・活用に向けて盛り上げることを目的とする。

### 【対象地区】

国宝犬山城、国史跡犬山城跡、犬山城城郭であったと思われる地域、犬山城下町であったと思われる地域、およびその周辺地域

### 【活動】

- (1) 行政等が推進する国宝犬山城・国史跡犬山城跡に関する事業への協力
- (2) 行政や土地所有者等の保存・整備・復元に向けての活動への協力
- (3) 対象地区の価値や魅力、保存・整備・復元に関する情報収集と発信
- (4) 勉強会・研修会・講演会
- (5) 署名活動・募金活動など
- (6) その他、目的達成に必要な活動

### 【組織】

会の目的に賛同し、郷土の歴史や景観をこよなく愛する個人並びに団体・法人(以下「会員」という。)をもって構成する。

### 【事務所】

本会の事務所は、犬山市もえぎヶ丘1-34に置く。

### 【入会・退会】

会員になるには入会申し込みをする。また、退会するときにはその旨を申し出る。

### 【会員】

#### (1) 会員の種類

会員の種類		範囲
正会員	個人	当会の目的に賛同して入会、活動、運営する個人
	団体	当会の目的に賛同して入会、活動、運営する企業、団体
準会員	個人	当会を支援、活動に参加する個人
	団体	当会を支援、活動に参加する企業、団体
サポーター	個人	活動には参加しないが、当会を支援する個人(郵送希望者)
Dサポ	個人	活動には参加しないが、当会を支援する個人(メール配信希望者)
子ども会員	個人	当会の活動・イベントに参加する小・中学生

※正会員は本会の運営、活動を行う。また総会の議決権を持つ。正会員になるには既正会員の推薦が必要。

※準会員は財政的サポートも含め、活動を支援する。希望に応じて活動にも参加できる。

※サポーターは本会を応援する個人。資料の郵送希望者。

※Dサポは本会を応援する個人。資料のメール配信希望者。

## (2) 会費と特典

会員の種類		入会金	年会費	議決権	活動運営	勉強会	資料の配布	会員証
正会員	個人	3,000円	1,000円	○	○	○	郵送	◎
	団体	5,000円	5,000円	○	○	○	郵送	◎
準会員	個人	1,000円	1,000円	✕	▲	○	郵送	○
	団体	1,000円	1,000円	✕	▲	○	郵送	○
サポーター	個人	0円	700円	✕	✕	✕	郵送	○
Dサポ	個人	0円	500円	✕	✕	✕	メール	○
子ども会員	個人	0円	500円	✕	▲	○	郵送	○

※すべての会員に、会報、活動報告を配布する。(Dサポはメール配信)

※会費は総会で支払う、または銀行振込(振込手数料は振込者負担)とする。

### <記号の説明>

議決権: ○ = 総会での議決権あり、✕ = 総会での議決権なし

活動・運営: ○ = 主体となって活動・運営する、▲ = 希望により活動に参加できる、✕ = 原則として活動には参加しない(イベントの参加は自由)

勉強会: ○ = 参加費は会費に含む、✕ = 1回につき資料代として300円必要

会員証: ◎ = プラチナ会員証、○ = 紙会員証

## (3) 会員の返還

会費は、会員が途中退会等いかなる理由があっても返還しない。

## 【役員とその職務】

- (1) 会長 1名: 会を代表し、会を統括する
- (2) 副会長 1名: 会長を補佐し、会長が不在の時はその職務を代行する
- (3) 会計 1名: 会計事務を担当する
- (4) 監査 1名: 業務及び財産の状況を監査する

## 【役員を選任】

- (1) 会長、副会長の選任は、会員から立候補及び推薦された者の中から総会において選出する。

(2) 会計は、会長が指名する。

(3) 監査は、全会員の中から選出する。

**【役員任期】**

役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

**【総会】**

(1) 年1回開催し、事業計画、予算、役員選任及び解任などを協議決定する。

(2) 総会は会長が招集し、議長を行う。

(3) 会員の3分の1以上の出席で成立し、出席者の過半数で決議する。

**【事業報告及び決算】**

会長は、毎年度終了後2か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

**【経費】**

会費及び寄付金、その他をもって充てる。

**【年度】**

4月1日から翌年3月31日までとする。

**【付則】**

平成31年3月1日より施行する。

令和2年6月1日改訂・適用

【役員名簿】

役員は以下の通りとする。平成31年3月1日

役職	氏名
会長	関 隆一
副会長	宮田 尚人
会計	関 里子
監査	丹下 燎